

24 日 獣 発 第 287 号

平成 25 年 3 月 15 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

**平成 24 年産稲から生じる稲わらの取扱いに関する周知徹底等と
平成 25 年産の飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について**

このことについて、平成 25 年 3 月 1 日付け 24 生畜第 2443 号をもって、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長・同局農産部穀物課長から別紙 1 のとおり、また、同日付け 24 生畜第 2444 号をもって、同畜産振興課長から別紙 2 のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、当該の通知を、東北農政局及び関東農政局宛てに通知したので、承知の上、関係者に対する周知徹底を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



24生畜第2443号
平成25年3月1日

公益社団法人 日本獣医師会会長理事 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
生産局農産部穀物課長

平成24年産稲から生じる稲わらの取扱いに関する周知徹底等について

このことにつきまして、別添のとおり、東北農政局及び関東農政局宛てに通知したので、御承知いただくとともに、貴傘下の関係者に対して、周知徹底をよろしくお願いします。





24生畜第2443号
平成25年3月1日

東北農政局生産部長 殿
関東農政局生産部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長
生産局農産部穀物課長

平成24年産稲から生じる稲わらの取扱いに関する周知徹底等について

平成24年産稲から生じる稲わらのうち、平成24年に収集するものについては、「平成24年に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成24年5月18日付け24生畜第315号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「5月18日付け通知」という。）に基づいてモニタリング調査を実施し、用途毎の暫定許容値以下であることを確認した上で、飼料及び家畜用敷料に利用するようご指導いただいているところです。一方、平成25年に収集するものについては、同通知の3において平成24年に作付けされた稲に由来する稲わらであって、平成25年に収集するものの流通・利用の自粛及び解除の考え方については、「平成23年産稲から生じる稲わらの取扱いに関する周知徹底について」（平成24年2月3日付け23生畜第2277号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、農産部穀物課長連名通知。以下「2月3日付け通知」という。）に基づく平成24年産稲わら（24年収集）及び平成23年産稲わら（24年収集）のモニタリング調査の結果を踏まえ、別途通知することとしていました。

今般、平成24年産稲わら（24年収集）及び平成23年産稲わら（24年収集）のモニタリング調査の結果が出たことを踏まえ、平成24年に生産され、平成25年に収集される稲わら（以下「25年収集稲わら」という。）について、下記のとおり取扱うこととしたので、貴局管内の下記1の県に対して、貴職からご指導をお願いします。

記

- 1 本通知の対象となる県は、2月3日付け通知及び5月18日付け通知に基づく調査の結果（以下「調査結果」という。）、稲わらから飼料の暫定許容値の1/2（50 Bq/kg）を超える放射性セシウムが確認された宮城県、福島県及び栃木県とする。

2 1の各県においては、

① 調査結果が50 Bq/kgを超過した地点を含む市町村

② 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成24年7月12日付け原子力災害対策本部)に基づき実施した平成24年産米の検査において50 Bq/kgを超過した地点を含む市町村

を含む地域を調査地域として定め、当該地域内に所在する耕種農家、畜産農家、飼料生産者、飼料販売者その他飼料を取り扱う者に対して、当該地域で生産された、25年収集稲わらの飼料としての利用等を自粛するよう要請する。

3 上記2の調査地域で生産された25年収集稲わらの飼料としての利用等は、収集した稲わらの生産ロット毎(原則として、生産者毎)に個別に放射性セシウムの検査を実施し、飼料の暫定許容値等以下であることが確認された場合に限り、利用等の自粛を解除すること。

4 各県は、3により実施した25年収集稲わらの検査の状況を農政局に報告すること。



24生畜第2444号
平成25年3月1日

公益社団法人 日本獣医師会会長理事 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

平成25年産の飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について

このことにつきまして、別添のとおり、東北農政局及び関東農政局宛てに通知したので、御承知いただくとともに、貴傘下の関係者に対して、周知徹底をよろしくお願いします。





24生畜第2444号
平成25年3月1日

東北農政局生産部長 殿
関東農政局生産部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長

平成25年産の飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について

平成24年産の飼料作物については、「飼料の暫定許容値見直しを踏まえた今後の対応について」（平成24年2月3日付け23生畜第2255号、23消安第5364号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長連名通知。以下「2月3日付け通知」という。）、「平成24年に収穫される単年生飼料作物（24年産夏作飼料作物等）の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成24年3月2日付け23生畜第2557号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「3月2日付け通知」という。）、「平成24年に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成24年5月18日付け24生畜第315号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）に基づき、その安全確保等について指導を行ってきたところです。

平成25年産の飼料作物については、同様の対策を引き続き講じることとし、以下のとおり流通・利用の自粛及びその解除等を行うこととしましたので、貴局管内の関係県に対し、助言、指導していただきますようお願いいたします。

記

1 平成25年産の飼料作物の安全確保

(1) 基本的考え方

- ① 調査の対象とする県（以下「調査対象県」という。）は、平成24年産の飼料作物のモニタリング調査において、暫定許容値の1/2を上回る放射性セシウムが確認された地域を有する県とし、具体的には飼料作物の区分毎に以下の県とする。

ア 永年生牧草

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県

イ 青刈り用トウモロコシ等の単年生飼料作物（WCS用稲、かんしょづる等の植物残さ、越冬する飼料作物を含み、稲わら及び飼料用米を除く。以下「夏作飼料作物等」という。）

岩手県及び福島県

- ② 調査対象県は、畜産農家、飼料生産者、飼料販売者その他飼料を取り扱う者に対し、調査の対象となる平成25年産の飼料作物について、④により自粛の解除を判断するまでは飼料としての流通・利用を自粛するよう要請することとする。
- ③ 調査対象県は、(2) ①から⑤までに示す手順に基づいて、県内を複数の調査地域に区分し、各調査地域内において原則5点以上の調査地点を設定し、各調査地点において飼料作物の放射性セシウム濃度を測定するものとする。
- ④ 各県は、(2) ⑤で得られた放射性物質の濃度を、「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて」（平成24年2月3日付け23消安5339号、23生畜第2300号、23水推第947号農林水産省消費・安全局長、生産局長、水産庁長官連名通知）に基づく飼料の暫定許容値（以下「暫定許容値」という。）と比較し、(2) ⑥に示した方法に基づいて、各調査地域毎に自粛の解除を判断する。

(2) 飼料作物の調査の手順及び流通・利用の自粛解除の方法等

① 調査地域の設定

ア 永年生牧草

- i 永年生牧草については、1(1)①アの調査対象県は、2月3日付け通知に基づき永年生牧草のモニタリングを実施した調査地域のうち、調査の結果、暫定許容値以下となり平成24年産牧草が利用可能となった地域について、当該地域の全域又は当該地域を区分した各々の地域を調査地域として設定することとする。
- ii 平成24年産牧草のモニタリング調査の結果、暫定許容値の1/2を超える放射性セシウムが検出されなかった地域については、各県は調査を行わないことができる。

イ 夏作飼料作物等

- i 夏作飼料作物等については、通常の耕作による作物への放射性セシウムの移行低減効果が見込めることから、1(1)①イの調査対象県は、3月2日付け通知に基づく夏作飼料作物のモニタリング調査の結果に基づき、当該県内に複数の調査地域を設定することとする。

- ii 平成24年産夏作飼料作物等のモニタリング調査の結果、暫定許容値の1/2を超える放射性セシウムが検出されなかった地域については、各県は調査を行わないことができる。

② 飼料作物の区分

ア 永年生牧草

イ 夏作飼料作物等の区分は、以下のi~ivの4区分

i イネ科の長大飼料作物（青刈りトウモロコシ、ソルガム、スーダングラス等）

ii WCS用稲

iii i及びii以外のイネ科の飼料作物（イタリアンライグラス、ひえ、麦類等）

iv その他の飼料作物

なお、上記ivの区分について調査を実施する場合、又はi~iv以外の区分について調査を実施する場合は、調査対象となる飼料作物の種類について事前に畜産振興課に協議するものとする。また、平成24年産夏作飼料作物等のモニタリング調査の結果等から、暫定許容値を上回る可能性が著しく低いと考えられる平成25年産夏作飼料作物等の区分については、流通・利用の自粛及び調査を行わないことができる。

③ 調査地点

調査地点は、原則として1つの調査地域当たり5点以上設定する。調査地点を設定する際は、調査地域内での地理的な偏りが生じないようにするとともに、調査地域内において特に放射性セシウムの濃度が高いと見込まれる地点がある場合は、当該地点を調査地点として設定するよう努めるものとする。

④ 調査時期

調査時期は収穫適期の一週間前以降を目安として実施する。

⑤ 採材及び放射性物質濃度の測定の方法

飼料作物の採材及び放射性物質濃度の測定は、「飼料中の放射性セシウムの検査方法について」（平成23年8月3日付け23消安第2489号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）に則って行う。

ただし、WCS用稲については、原則刈り取って予乾中のもの又はロール等に調製したものから採材する。

⑥ 流通・利用の自粛解除の方法

自粛解除の方法は、以下の通りとする。

ア 調査地域内の全ての調査地点における調査結果が暫定許容値以下とな

った場合は、各県は、当該調査地域の飼料作物について、流通・利用の自粛を解除することができる。

イ 調査地域内の調査地点のうち、一部の調査地点における調査結果が暫定許容値を上回った調査地域については、各県は、当該調査地域を更に細分化し、細分化された地域（以下「細分化地域」という。）毎に、原則として5点以上の調査地点を新たに設け調査を行い、当該細分化地域の流通・利用の自粛解除の判断を行う。

なお、一部の調査地点における調査結果が暫定許容値を上回った場合に、調査の対象地域を更に細分化し、調査を繰り返し行うことができる。

ウ ①アii及びイiiの場合には、流通・利用の自粛を行わない。

エ モニタリング調査の結果が暫定許容値を下回った調査地点の生産ロット（原則として、生産者毎）の飼料作物については、当該ロットに限り、飼料としての流通・利用の自粛を解除できる。

なお、生産ロット毎（原則として、生産者毎）に放射性セシウム濃度の検査を実施し、暫定許容値を下回ることが確認された場合には同様に取り扱うことができる。

⑦ 玄米の検査結果との関係

食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき対象自治体が行う25年産の玄米の放射性物質検査（以下「玄米検査」という。）の結果が、食品の基準値（100 Bq/kg）を超え、その出荷が自粛された地域又は生産者のWCS用稲については、⑥アにかかわらず、その流通・利用を自粛する。

(3) 除染実施済の牧草地の取扱い

(1)の規定にかかわらず、除染が適切に実施されたと判断された牧草地については、流通・利用自粛の対象としないことができる。なお、その際の除染効果の確認方法については、別途通知する。

(4) 平成26年以降に生産される飼料作物の取扱い

平成26年以降に生産される飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除の取扱いについては、平成25年産の飼料作物のモニタリング調査結果を踏まえて別途通知する。

2 その他

平成24年産飼料用米及び平成24年産稲から生じる稲わらのうち、平成25年に収集するものの飼料としての流通・利用の自粛及びその解除については、「平成24年産米穀の飼料利用について」（平成24年5月18日23生畜第323号

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、農産部穀物課長連名通知)及び「平成24年産稲から生じる稲わらの取扱いに関する周知徹底について」(平成25年3月1日付け24生畜第2443号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、農産部穀物課長連名通知)に基づいて対応する。

なお、「25年産米の作付け等に関する方針」(平成25年1月29日農林水産省公表)に基づき作付再開準備、全量生産出荷管理又は全戸生産出荷管理が行われる地域については、WCS用稲についても、当該方針に基づき、吸収抑制対策等の実施、生産管理の徹底等を行う必要があることに留意されたい。

また、水田畦畔に生育する野草を飼料利用する場合の留意点については、別途通知する。